

改正特許法の修正法案が上院本会議を通過、さらに下院本会議で再可決

2013年1月3日  
JETRO NY 諸岡

12月28日の上院本会議において、昨年9月16日に成立した改正特許法<sup>1</sup> (America Invents Act、いわゆるAIA)を技術的に修正する法案が上院本会議を通過した<sup>2</sup>。

そして、1月1日深夜、下院本会議において、上院通過版が再可決された。

この法案は、立法時に文言等のミスがあったとされるAIAを技術的に修正することを目的として下院に上程され<sup>3</sup>、12月18日に下院本会議を通過していた<sup>4</sup>。

そして、法案の内容は、誤記と思われる部分の修正や改正特許法で明記されていなかった施行日を規定することを含め、概ね技術的修正といえる。

上院本会議通過版と下院本会議通過版とを比較すると、下院版に存在した「GATTウルグアイラウンド協定に基づく特許期間の変更前出願」に関する条項が削除されているが、それ以外は全く同じである。

同条項の有無が上下院での法案の差異となっているため、上院通過版を再度下院本会議にて再可決することになったものである。

あとは、大統領のサインを待つだけであるが、執筆時点<sup>5</sup>で大統領がサインをしたとの確定情報はない。

#### <参考>

下院版に存在した「GATTウルグアイラウンド協定に基づく特許期間の変更前出願」に関する条項の規定ぶりの推移。

<sup>1</sup> 2011年9月16日付NY発知財ニュース：[特許改革法案（リーヒ・スミス米国発明法案）成立](#)（PDF）参照。

<sup>2</sup> [H.R.6621](#)（PDF）上院本会議可決版

<sup>3</sup> 2012年12月4日付NY発知財ニュース：[改正特許法の修正法案が下院に上程される](#)（PDF）参照。

<sup>4</sup> [H.R.6621](#)（PDF）、下院本会議可決版（1回目の可決版）

<sup>5</sup> 2013年1月3日夜時点（米国東部時間）

(下院上程版)

1995年6月7日以前の出願であつて、この法案(HR6621)成立後1年たつても(特許とならずに)USPTOに継続している出願の特許期間は、出願から20年間とする<sup>6</sup>。

(下院本会議通過版)

この法案の成立から4ヶ月以内に、USPTO長官は上下両院司法委員会に、特許法181条に基づき非開示とされた出願(いわゆる秘密特許)を除く、1995年6月7日以前の出願でUSPTOに継続している出願の数と、それぞれの出願の出願日・優先日、それぞれの出願の発明者、譲受人、インターフェアランス等により、審査が遅れた期間等についてのレポートを提出する。

(上院本会議通過版)

当該条項自体を削除。

(了)

---

<sup>6</sup> GATT/TRIPs 協定履行法 (Uruguay Round Agreement Act) により、1995年6月8日以降の出願の特許期間は出願から20年とされているが、1995年6月7日以前の出願の特許期間または、同年6月8日時点で有効な特許の特許期間は、特許から17年間または出願から20年間の長い方とされている。